

東部地区にける津波防災拠点市街地形成施設内の建築行為等について

釜石市では、津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点となる市街地の形成を図ることを目的に、釜石東部地区において津波防災拠点市街地形成施設事業を活用したまちづくりを行うため、一団地の津波防災拠点市街地形成施設の都市計画決定を行いました。

この一団地の津波防災市街地形成施設の区域内で、建築物の建築をしようとする場合、釜石市に届出を行い、許可を受ける必要があります。

※区域については、釜石市ホームページをご覧ください。もしくは、釜石市建設部都市計画課にお尋ねください。

津波防災拠点市街地形成施設内における建築行為等の許可の基準

許可の基準

建築行為に関する許可の申請があった場合の許可基準は以下のとおりです。

- (1) 当該建築物が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。

※一団地の津波防災拠点市街地形成施設（東部地区）内における適合するものの考え方は、別添「都市計画施設又は市街地開発事業に関する建築物について定めるものに適合するものであることの本市の考え方」の通りです。

- (2) 次の要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるもの。

① 2階建て以下で、地階を有しないこと。

② 構造（建築基準法第2条第5項でいう主要構造部）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

建築行為等の許可を要しない行為

以下の建築行為等については、市長の許可は要しません。

○階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造の建築物の改築又は移転（新築は除く）

○非常災害のため必要な応急措置として行う行為

○都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

※なお、都市計画法第59条第1項の都市計画事業の認可を受けた区域については、同法第65条第1項に基づく申請、許可となります。